

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

教育後援会 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）教育後援会と称する。

第 2 条 本会の事務所は札幌大谷大学に置く。

第 2 章 会 員

第 3 条 本会は下記の会員をもって組織する。

- 1 正 会 員 本学在学生の父母
- 2 特別会員 本学に在職する教職員
- 3 名誉会員 本学のために特に功労があり、総会によって推せんされた者
- 4 賛助会員 本会の事業を賛助し、評議員会で推せんされた者

第 3 章 目 的 及 び 事 業

第 4 条 本会は会員相互の協力によって本学教育の充実発展を図ることを目的とする。

第 5 条 本会の目的を達成するために下記の事業を行う

- 1 本学教職員学生の学術研修並びに福利厚生に対する補助
- 2 本学教育に関する施設の整備拡充及び運営に対する協力後援
- 3 本学と父母との教育指導上の連絡
- 4 その他本会の目的を達成するため必要な事項

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に下記の役員を置く。

- 1 名 誉 会 長 本学学長を推す。
- 2 会 長 正会員中より総会において選出する。
- 3 副 会 長 3名。2名は正会員中より、1名は特別会員中より総会において選出する。
- 4 評 議 員 若干名とし、正会員及び特別会員中より会長がこれを委嘱する。
- 5 常任評議員 若干名とし、評議員中より評議員会の推せんにより会長がこれを委嘱する。
- 6 監 事 2名。正会員中より総会において選出する。

第 7 条 役員任期は 1 年とする。但し再任をさまたげない。

第 8 条 役員任務は、下記の如くである。

- 1 会長は本会を代表し、名誉会長の意見を聞き会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員は本会の会務を審議する。
- 4 常任評議員は本会の会計及び庶務を処理する。
- 5 監事は監査の任にあたる。

第 5 章 会 議

- 第 9 条 会議は総会、評議員会、監事会とする。
- 第 10 条 総会は毎年度始め定期総会を開き予算、決算、その他主要案件を審議決定する。
- 第 11 条 会長が必要ありと認めたときは、臨時総会を開くことができる。
- 第 12 条 評議員会は随時会長が招集して会務を審議する。
- 第 13 条 監事会は毎年度末に開くほか、随時開くことができる。

第 6 章 会 費

- 第 14 条 正会員は所定の入会金及び会費を納入しなければならない。

第 7 章 会 計

- 第 15 条 本会の資金には入会金、会費及び寄付金その他の収入金を充てる。
- 第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 本会の会計事務を処理するため会計係を置く。
- 第 18 条 会計係は会計簿、金銭出納簿、証ひょう書類等を保管するほか、予算案並びに決算報告書の作成にあたる。

第 8 章 会 則 変 更

- 第 19 条 本会則は総会において出席者の過半数の賛成によらなければ変更することができない。

附 則

- 1 この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。ただし、本学に在籍経験のある者に係る編入学等の場合、その者に係る入会金は免除することができる。
- 2 札幌大谷短期大学教育後援会会則は廃止する。
- 3 この会則の一部改正は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。